

2010年3月12日

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

平成22年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

住所：

電話： 性別： 年齢：

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

[1] 「食の信頼関係」の形成へむけての責務

- (1) 今年度は、一昨年に発生した中国産冷凍餃子問題、また事故米穀問題というような、大きな社会的な影響をもたらす事案の発生はありませんでした。貴課をはじめ関係部局の方がたのご努力について、ふかく敬意を表する次第です。
- (2) しかしながら、このほど発表された愛知県「食の安全・安心に関するアンケート調査報告」（2010年1月発表、調査実施期間2009年10月30日～11月10日、消費生活モニター400人を対象）によれば、食の安全について「非常に不安を感じている」との回答は前回調査（2007年）にくらべて減少しているものの、「多少不安を感じている」もふくめると「96%の人が食にたいしてなんらかの不安を感じている」という結果が出ています。
- (3) 同調査は、食にたいして不安を感じる理由として、「表示や規格等の規制内容が不十分（法律等に抜け穴がある）」と回答した人が63.0%、「監視、取締りが不十分」と回答した人が59.5%と、不安である理由の上位2つが、「食にかんする規制制度そのものや事業者指導のあり方といった行政側の対応等によるもの」であると指摘しています。
- (4) 本市においても、タケノコ・ウナギかば焼きについての産地偽装がくりかえされており、とくにタケノコ偽装については関係者が逮捕されるという、たいへん遺憾な出来事がありました。「食にたいする消費者の不安」状況は、さまざまな要因の折り重なるなかで醸成されているものですが、上記調査による指摘については他県のものではあるものの、「行政へのつよい期待の声」として、本市におかれましても、積極的にうけとめていく必要があるのではないかと思います。
- (5) 重要なのは、問題を食品衛生上の法令違反の次元にとどめず、現代日本をとりまく「食の不安」のありようについて認識をふかめ、行政・食品関連事業者・消費者がそれぞれの責務や役割のもとに、「食の信頼関係」の形成へむけての相互理解と「協働」をすすめていくことにあると考えております。

[2] 食品衛生監視指導計画にもとづく取り組みの「見える化」が必要

- (1) 本市保健所等で配布されている「リーフレット」は、「市内保健所における監視指導計画表」の抜粋と、「中央卸売市場第一市場内における監視指導計画表」の抜粋のみが掲載されているだけで、「計画（案）の全文掲載」は京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課ホームページと記載されるにとどまっています。この2つの表の抜粋を読んで、これをもとに意見を提出する

というのはたいへんむずかしいように思われます。経費上の問題もあるとは存じますが、せめて、計画立案にかんする「基本的な考え方」・「今年度計画の重点」などについてはリーフレットに記載していただけたらと思います。

- (2) 前年度の実施状況をふまえて、そのことが次年度の食品衛生監視指導計画案にどのように反映されたのかを明示していただきたいと思います。公表されている「計画(案)の全文」からも、このことを読み取るのは容易ではありません。以下のような工夫を検討してください。

「基本方針」部分の冒頭に、「昨年度のふりかえりと課題」にかんする記述を入れ、前年度PLANがどのようにDO CHECK ACTIONされて、次年度PLAN案が考案されてきたのか、簡潔な形で明示する。

もしくは、このPDCAサイクルのプロセスを「別添」として明示する。

- (3) 現在、「見える化」という言葉がどこでも叫ばれるようになってきています。映像・グラフ・新旧年度計画対比表などの作成の工夫によって、「見える化」されたものがホームページの該当部所に掲載されるようにしていただきたいと思います。

- (4) 食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集だけでなく、「見える化」のひとつとしても市民との意見交換会の開催が必要です。当方は、このことを毎年指摘・要請していますが、いまだ実現していません。当会だけでなく、他団体にもよびかけて、ご担当からのご説明と意見交換の場を設定してまいりたいと思いますので、そのさいはよろしくお願いたします。

[3] 平成22年度「計画案」について

- (1) 「基本方針」

「計画(案)」は、現在市会に提出されている条例の目的について「食品等事業者が自らの責務を認識したうえで自主的な衛生管理の取組を支援し……」とのべています。

しかし、「食品等事業者の自主的な衛生管理の取組支援」については、条例の「骨子(案)」には項目のひとつとして明記されていたものですが、議会提出案には条項として明記されなかった取組課題です。本「計画(案)」の記述と、現在市会に提出されている条例案の内容とは整合性を欠いているのではないのでしょうか。

- (2) 「監視指導の実施」

上述したように、「表示偽装」はとくに消費者の関心の高い事項であり、対策のよりいっそうの強化が必要と思われます。京都府では食品衛生推進員による「京の食"安全見はり番"」の取り組みをおこなっていますが、本市におかれましても態勢をふくめた抜本的な検討が必要と考えます。

昨年設立された消費者庁は消費者安全法にもとづき、生命・身体被害に係る消費者事故情報等に係る措置を講ずることとなりましたが、とくに表示にかかわっては、アレルギー表示にかんして消費者庁への連絡が必要になるケースが出てくると考えられます。このことにかんがみ、アレルギー表示の監視について、補強しておく必要があるのではないかと考えます。

- (3) 「緊急管理体制の整備と強化」

この箇所の記述は、前年度計画にくらべ、簡略なものとなっていますが、非常に重要な問題がふくまれるものであり、ていねいに記述していただくことが適当のように思います。

「3 市民から不良食品について届出があった場合の対応」について、前年度計画では「(3)

食品等事業者に対する指導等」として、「調査及び検査の結果、不良食品であった場合にも、前述の「 2 違反食品を発見した場合の対応 (1)」に準じて措置を講じます」と記述していました。本「計画(案)」は、この部分の記述がなく、不良食品の場合は当該の「食品が使用及び販売されないよう、必要に応じて速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止等の適切な措置を講じ」ることを取りやめることとしたのか、ひきづつき実施するのか、読み取れないので、明記が必要ではないでしょうか。

(4) 「 自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」

「自主回収報告制度」が現在、市会に提出されている条例に盛り込まれていますが、近隣自治体と連携を密にし、不整合が生じないかたちでの運用をお願いいたします。

「京・食の安全衛生管理認証制度」については、府の「信頼食品登録制度」との統合をはかっていただけますよう、お願いいたします。

前年度計画では「京・食の安全衛生管理認証制度」の普及啓発にかんし、「食品等事業者自らが作成した『衛生管理マニュアル』に従った自主衛生管理を推進」する旨の記述がありましたが、本「計画(案)」は、この部分の記述がなく、「衛生管理マニュアル」作成推進にむけての推進措置を講ずることを取りやめることとしたのか、ひきづつき実施するのか、読み取れないので、明記が必要ではないでしょうか。

[4] その他

(1) 消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応

国における消費者行政一元化・消費者庁設立は消費者の長年の願いにそうものであり、これに対応した自治体の態勢強化等が必要です。京都府では知事を本部長とする「くらしの安心・安全推進本部(「食」と「消費生活」の2部会)」を設置しています。

地方消費者行政活性化基金を活用した支援メニューのなかに「食品表示・安全機能強化事業」が入っていますが、どのような活用が検討されたのか、またされているのかについて、明示いただければと思います。

消費者庁の「重大製品事故」にかんする情報の収集・報告・公表等と自治体との関係について、明示いただければと思います。

(2) これまでも指摘していますが、少なくない都府県で、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況とあわせて、監視指導計画実施状況の「中間報告」(たとえば4～9月の半期)を当年度中に公表し、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かしています。いわゆるPDCAのマネジメント・サイクルを早く回していくことが重要です。

(3) 貴課のホームページについては抜本的な拡充が必要と思われます。京都府では、2月から農林水産サイドの「きょうと食の安心・安全情報」と、健康福祉サイドの「京の食"安心かわら版"」とを統合し、「食の安心・安全きょうと」サイトとしました。東京都でも、2月26日から新しいウェブサイト「食の安心パトロール」を開設しており、たいへんわかりやすい内容で「見える化」の工夫がすすんでおり、参考になります。

以上